

通達甲（副監.犯抑）第26号

平成18年12月26日

存続期間

部長、参事官  
各 殿  
所 属 長

副 総 監

犯罪抑止総合対策要綱の制定について

このたび、別添のとおり、犯罪抑止総合対策要綱を制定し、平成19年1月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

別添

## 犯罪抑止総合対策要綱

### 第1 目的

犯罪抑止対策を総合的に推進することにより、都民の体感治安を向上させ、もって「安全・安心な街、東京」の実現を図ることを目的とする。

### 第2 準拠

犯罪抑止総合対策の推進については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 犯罪抑止対策本部の任務

犯罪抑止対策本部は、犯罪抑止対策本部長の指揮の下、警視庁犯罪抑止対策本部規程（平成17年12月20日訓令甲第33号）第3条に基づく、犯罪抑止対策の運営の企画、総合調整等に当たるものとする。

### 第4 推進体制

#### 1 本部各部

- (1) 各部長は、所掌事務を通じて犯罪抑止対策を推進するものとする。
- (2) 各部長は、各部に犯罪抑止担当者を置き、代表課の管理官をもって充てるものとする。

#### 2 方面本部

方面本部長は、犯罪抑止対策に関して方面区内警察署の連絡調整を行うほか、方面区内警察署が行う諸対策について、随時、検証するものとする。

#### 3 警察署

- (1) 警察署長は、自らを本部長、副署長を推進責任者とする「犯罪抑止対策推進本部」を設置し、推進責任者のもとに犯罪情勢分析担当者を置き、所属職員の中から適任と認められる者をもって充てるものとする。
- (2) 警察署長は、随時、犯罪抑止に関する検討会を開催して、検挙及び防犯の両面から犯罪抑止対策を推進するものとする。

### 第5 犯罪抑止対象犯罪

#### 1 指定重点犯罪

重点的に抑止すべき対象となる罪種及び手口（以下「指定重点犯罪」という。）は、犯罪情勢に応じて、犯罪抑止対策本部長が別に指定するものとする。

## 2 指定重点犯罪以外の犯罪

警察署長は、管内の犯罪発生状況に応じて、必要により指定重点犯罪以外の犯罪を指定し、重点的に対策を講ずるものとする。

## 第6 検証

### 1 犯罪抑止対策本部長による検証

犯罪抑止対策本部長は、警察署における犯罪抑止対策の推進状況を、随時、検証するものとする。

### 2 方面本部長による検証

方面本部長は、方面区内警察署の犯罪抑止対策の推進状況を、随時、検証するものとする。

## 第7 表彰

犯罪抑止対策本部長は、犯罪抑止対策において功労の認められた所属、職員等に対して表彰を行うものとする。